

平成21年度の献血の推進に関する計画（案）について

- ・ 諮問書 1
- ・ 平成21年度の献血の推進に関する計画（案） 2
- ・ 「平成21年度の献血の推進に関する計画
（事務局案）」に対する意見募集結果について 10

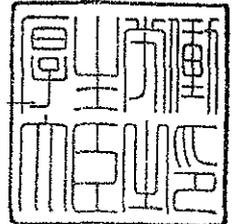


厚生労働省発薬食第0309038号

平成21年3月9日

薬事・食品衛生審議会会長
望月正隆 殿

厚生労働大臣 舩添要



諮 問 書

平成21年度の献血の推進に関する計画を定めることについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成21年度の献血の推進に 関する計画(案)

平成 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1節 平成21年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
② 献血運動推進全国大会の開催等	
③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④ 献血推進協議会の活用	
⑤ その他関係者による取組	
2 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	4
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	4
① 血液検査による健康管理サービスの充実	
② 献血者の利便性の向上	
③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
④ 採血基準の在り方の検討	
⑤ まれな血液型の血液の確保	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
3 災害時等における献血の確保等	5
4 献血推進施策の進捗 ^{ちよく} 状況等に関する確認と評価	5

平成21年度の献血の推進に関する計画(案)

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める平成21年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第326号）に基づくものである。

第1節 平成21年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成21年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤48万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿^{しょう}製剤23万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、49万リットル、16万リットル、24万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、平成21年度には、全血採血による133万リットル及び成分採血による68万リットル（血小板採血31万リットル及び血漿^{しょう}採血37万リットル）の計201万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成21年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。

このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。

- 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。
- これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者といった普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。
- 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、効果的な媒体や血液センター等を活用して啓発を行う。
- 国は、高校生を対象とした献血について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び血液事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な連携を確保する。
- 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図り、その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県、市

町村及び献血ボランティア組織等の協力を得る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から各血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催し、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育

機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的
に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置すること
が望ましい。

- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に
関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液
製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等
を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動であ
る献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易
にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望まし
い。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を
与えないよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に
努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血に
よる健康被害に対する補償のための措置を実施する等献血者が安心して献血できる
環境整備を行う。

国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康
管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。また、
低比重により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実
施し、献血者の増加を図る。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に
資する検査の充実は、献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査
結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保
健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び
市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考
慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者
の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入りに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入りに協力する。

4 献血推進施策の進捗^{ちよく}状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗^{ちよく}状況、採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関

し関係者の協力を求める必要性について民間の献血推進組織等とも認識を共有し、必要な措置を講ずる。

- 採血事業者は、献血の受入れに関する実績や体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

「平成21年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に対する
意見募集結果について

平成21年3月
厚生労働省医薬食品局
血液対策課

「平成21年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」について、平成21年1月30日から平成21年2月28日まで御意見を募集したところ、17の団体・個人から御意見等をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見等とこれらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめたので公表します。

なお、御意見等については、便宜上、案件ごとに適宜集約させていただいています。

今回、御意見等をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

「平成21年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に対する提出意見及び回答

【御意見等1】

問診票でプライバシーを侵害するような項目は、削除すべきである。どうしても必要なら医師が面談するときに聞くべき。

【回答】

問診は、献血者の健康を守るとともに、血液を必要としている患者をウイルスなどの感染から守るために実施しており、必要不可欠なものです。

プライバシーは厳守されますので、問診票の正しい記載をお願いします。

【御意見等2】

献血への呼びかけを行うだけでなく、社会貢献活動の一つとして、献血企業名のHPでの紹介や企業の広告・製品に献血協カマークの印刷を認める等、献血企業のイメージアップを図り、献血協力へのインセンティブを高める必要があるのではないかと。

【回答】

日本赤十字社では、医療に必要な血液を将来にわたって安定的に確保するために、献血に積極的に協力していただく企業・団体を「献血サポーター」としており、「献血サポーター」となった企業・団体には、「献血サポーター」ロゴマークを日常の企業活動等において活用していただくことができます。また、名前公表にご賛同いただきました企業・団体名を日本赤十字社ホームページにて公表しています。

【御意見等 3】

献血を実施するにあたって、必ず献血事故の発生のリスクと健康被害救済制度についての説明や、献血後の転倒事故等を防止するため、採血後の健康観察を十分に行うこと（時間設定）を規定することを求めます。

【回答】

本年2月にとりまとめられた「献血推進のあり方に関する検討会（以下、検討会）」報告書において、献血時におけるリスクとその対応策及び献血者健康被害救済制度に係る説明を十分に行うべきであること並びに献血者の安全を確保する観点から、採血前後のリスク管理を徹底するなど、献血副作用の防止策を万全にすることが提言されています。この提言を受け、今後、献血者の安全確保に係る体制の整備や、献血時に配布しているパンフレットについて献血の際のリスクとその対応策及び献血者健康被害救済制度に関する記載の充実を行うこととしています。

【御意見等 4】

地域や職場における健康診査・保健指導への活用には本人の意思尊重を徹底すべきと考える。

【回答】

日本赤十字社では、献血にご協力いただいた方々へのサービスとして、生化学検査等の血液検査成績を献血者本人あてにお知らせしていますが、このサービスは、通知を希望された方のみを対象としています。さらに、血液検査成績の地域や職場における健康診査・保健指導への活用には、本人の同意が不可欠であることはいうまでもないと考えています。

【御意見等 5】

献血血液による感染症予防のため、検査目的による献血は絶対にやめるように周知徹底して欲しい。

【回答】

感染症の検査を目的とする献血によりウインドウ期の血液が検査をすり抜けると、献血を介して患者に感染させる恐れがあるので、絶対に行ってはいけません。

献血に関する広報に当たっては、感染症の検査目的の献血の危険性についても、ホームページやパンフレット等を用いて、引き続き周知してまいります。

【御意見等 6】

男子の400 mL 献血の採血基準を17歳に引き下げる方向が出されたが、健康面への影響が心配されるので再検討を強く求めたい。学校現場で生徒の集団を観察する養護教諭としては、10代の若年者は身体的な成長・発達が成人と同程度以上と判断されても、生活が不規則だったり、自律神経機能が不安定だったり、心配なことが多々あります。採血基準見直しは慎重に行われるべきと考えております。

【回答】

「採血基準の見直し」については、検討会のもとに、医学、法律学及び教育学等の専門家により構成された「採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ」を設置し、「400 mL 献血の下限年齢の見直し」等、検討会での議論において掲げられた見直し案についての検討を行いました。

検討にあたっては、国内外の各種論文や採血時の献血副作用発生率に係る研究データなどさまざまなエビデンスの評価・検証を慎重に行い、これらの結果から献血者の安全が十分に確保できると学問的に判断されたものについて採血基準を見直すべきとの報告が検討会になされ、審議の結果、検討会報告書に盛り込むこととなりました。

同報告書では、「ただし、献血者の安全を確保する観点から、採血前後のリスク管理を徹底するなど、献血副作用の防止策を万全にすることが必要である。特に初回献血者は、複数回献血者と比較して献血副作用の発生率が高いとのデータも得られていることから、初回献血時のリスク管理を徹底すべきである。」との提言もなされております。

これを受けて、今後、「薬事・食品衛生審議会」において、採血基準の見直し及び献血者の安全確保に係る体制の整備などについて検討することとしています。

【御意見等 7】

高校生のからだは、体格的には大人と同等の体格であっても、発達途上です。食生活も不規則で、栄養素の偏った食事をとっています。また、深夜型の生活を送っており、慢性的な睡眠不足状態にあります。そのような生徒の実態がある中で、献血をすることは健康面から問題があります。また、高校での集団献血では、「みんなが献血するなら私も・・・」、「ボランティア活動なんだからしないといけないのでは」といった強制力が働きがちなことから、高校での集団献血には反対です。

【回答】

厚生労働省では、1991年の国際赤十字社・赤新月社決議を元に、「献血」の定義を「自発的な無償供血」とし、学校はもとより会社や献血ルーム等の採血所にあっても、決して強制があってはいけないと考えています。

また、献血体験のみならず、血液事業関係者や輸血の専門家が学校に赴き、献血の意義や仕組みをわかりやすく説明する「献血出前講座」や、体験学習等の実施、さらには、高校・中学校の教科書などで「献血」を課題として取り上げてもらうための積極的な取り組みが重要であると考えております。